

文化審議会文化財分科会企画調査会 文化芸術推進基本計画に向けた意見(案)

- 文化審議会文化財分科会企画調査会では、文化芸術基本法(平成 13 年法律第 148 号)に基づき政府が定める文化芸術推進基本計画について、文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針・平成 27 年5月 22 日閣議決定)及び文化政策部会における検討を踏まえ、主に文化財に関する事項等について検討を行った。
- 現在、文化審議会文化財分科会企画調査会においては、これから時代における文化財の保存と活用に関して、文化財保護制度の見直しを含めて検討を実施しており、年内を目途に一定の取りまとめを行う予定である。現時点での検討結果を踏まえた内容をここに盛り込んだが、今後とも適宜、企画調査会における検討結果を文化芸術推進基本計画の検討にも反映できるようにしていきたい。
- 文化芸術推進基本計画は国際的にも日本の文化政策の考え方を示す基本となるものとして注目される。我が国の文化政策が世界的見地からも先進的・積極的なものとなるよう、本計画の検討に当たっては、国内のみならず、持続可能な開発目標(SDGs)¹やユネスコ勧告等の文化財保護に関する国際的な動向に十分留意する必要があると考える。

<目標・戦略部分について>

- ・文化芸術の振興をあくまでも中核に据えていることがわかるようなものとすることが必要ではないかとの意見が多かった。全体の構造や記載順、記載内容など、中核的な内容と波及的効果との関係がわかりやすくなるように工夫が必要。
- ・この基本計画における文化芸術の範囲は広範であり、文化財分野の施策も包含するような表現となるよう配慮をお願いしたい。

¹ 2001年に策定されたミレニアム開発目標の後継として2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で記載された2016年から2030年までの国際目標。その目標11において、世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化することが盛り込まれた。

1. 創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現(戦略1)

創造的な文化芸術に対する効果的な投資により、複合領域等の文化の萌芽の支援、情報通信技術等の活用推進、衣食住の文化を含むくらしの文化の振興、文化芸術を活かした観光、文化芸術に関連する産業やマーケットの育成等、文化芸術資源によるイノベーションを実現する。

(基本的な方向性)

- 文化財の積極的な保存・活用により、地域振興や観光振興等を通じた地方創生や地域経済の活性化等を進めることが重要である。
- 文化財を中心とした取組により生まれる社会的・経済的な価値を文化財の継承や地域の維持発展に役立て、文化財の保存と活用の好循環を創り上げることが重要である。

(具体的施策)

- 国は、歴史上・芸術上・学術上価値の高い文化財の調査把握や指定等により、国内外に誇るべき文化財の価値を顕在化し、適切な周期での修理・整備・美装化等により文化財の価値の維持向上を図る。
- 国は、文化財の更なる公開・活用を促進するため、地方公共団体、博物館・美術館等の文化財所有者・管理者の相談への専門的、一元的な対応、产学研官連携による先端技術を活用した重要文化財等の調査研究に基づく高精細複製品の作成・活用、保存科学や防災対策等に関する調査研究の蓄積を基にした応急対策及び普及活動等を行う文化財の公開・活用に係るセンター機能の整備に取り組む。
- 国は、地域の有形・無形の文化財の歴史的、学術的、芸術的な価値づけによる魅力発信、専門人材育成・確保を進めるとともに、食文化、観光等と連携を図りながら創造的活動と結び付けることにより、新たな付加価値を生み出す「文化政策」と「まちづくり」を併せて展開するため、地域の美術館・博物館を中心とした美術館・博物館クラスター(文化集積地区)創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備を関係省庁が連携して集中的に支援する。
- 国は、文化財建造物、史跡、博物館や伝統芸能・民俗芸能等の各地に所在する有形・無形の文化財について、その価値の適切な継承に資するよう、地域振興、観光・産業振興等への活用のための取組を進める。このため、地域の文化施設や文化財建造物等を生かしたユニークベニュー等による公開・活用の取組、歴史文化基本構想や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号)等を活用した、建造物・史跡等の文化財とその周辺環境

境の一体的な保存・活用等を図る。

- 国は、「日本遺産 (Japan Heritage)」を認定し、歴史的魅力に溢れた文化財群を地域主体で国内外に戦略的に発信するなど、地域の複数の文化財を総合的かつ一体として活用する取組を支援する。
- 国は、我が国の多様な文化芸術、映画・映像、文化財等の情報について整理し、デジタル技術、インターネット等を活用したネットワーク化やアーカイブ化を進めるとともに、国内外への発信等を推進する。
- 国は、市町村における、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る基本的な計画の策定を推進し、計画に基づく取組に対し支援する。地方公共団体は、教育、景観、地域振興等の分野との連携を図りながら、文化財の所有者や地域住民、民間の団体とともに、計画的に文化財の保存・活用に取り組むことが期待される。【今後の議論に応じて更新】
- 国は、文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、文化財が所在する場や博物館等において、歴史的、芸術的、学術的な魅力を分かりやすく発信するとともに、従来の手法に加え、先端技術の活用やデジタルアーカイブ化等も含めた多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。
- 国は、文化財の多言語解説の在り方等について基本的な考え方を示し、地方公共団体は、文化財のわかりやすい解説や多言語化等によりその魅力発信に努めることが期待される。

(進捗状況を測るための指標例)

- 歴史文化基本構想(域内の文化財の総合的な保存・活用に係る基本的な計画の策定)や保存活用計画の策定件数

【指標設定の考え方】

文化財の保存・活用を中心とした地域振興や地域活性化等を推進するための地方公共団体や所有者の取組状況がわかるデータとして、市町村による「歴史文化基本構想」や個々の文化財の「保存活用計画」の策定件数を指標として設定する。【今後の企画調査会における議論も踏まえて必要な場合は更新】

【参考データ】

- ・歴史文化基本構想策定件数:60 件(平成 29 年4月時点)(2020 年までに 100 件の策定が目標)
- ・保存活用計画策定件数:903 件(平成 29 年6月時点)

- 文化遺産オンラインの登録件数

【指標設定の考え方】

多様な文化財に関する情報発信の状況や文化財のアーカイブ化の状況を測るため、国指定等文化財や全国の博物館・美術館等の所蔵品情報を掲載したポータルサイトである文化遺産オンラインの情報登録件数を指標として設定する。

【参考データ】

- ・文化遺産オンライン登録件数:123,409 件(平成 29 年4月時点)

2. 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進(戦略2)

2020年五輪を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、国家ブランディングの推進を図る。

(基本的な方向性)

- 我が国に存在する貴重な文化財を、国による指定等により価値づけを行い、その魅力を国内外へ発信することが重要である。
- 我が国の知見を生かした文化遺産国際協力を推進し、人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献することが重要である。

(具体的施策)

- 国は、我が国に存在する歴史上・芸術上・学術上価値の高い文化財の指定等により、国内外に誇るべき文化財の価値の顕在化を進めるとともに、積極的な情報発信を進める。
- 国は、地方公共団体等と連携して、我が国の文化遺産のユネスコ世界文化遺産やユネスコ無形文化遺産への推薦・登録を積極的に推進していくとともに、登録後の文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組む。
- 国は、「日本遺産(Japan Heritage)」を認定し、歴史的魅力に溢れた文化財群を地域主体で国内外に戦略的に発信するなど、地域の複数の文化財を総合的かつ一体として活用する取組を支援する。
- 国は、人類共通の財産である海外の有形・無形の文化遺産保護等を対象として、我が国の高度な知識・技術・経験を活用した国際協力を充実する。
- 国は、我が国の優れた文化財を海外に向けて広く紹介するため、海外の美術館・博物館と国内の文化財所有者、管理団体、美術館・博物館と協力し、海外において日本の美術品に係る展覧会の開催や、研究員、学芸員等の交流によるネットワークの構築により、美術工芸品を通じた日本文化の歴史的・芸術的・学術的な魅力発信、我が国の学芸員等の国際的な発信力向上を推進する。
- 国は、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」(平成18年法律第97号)及び「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」(平成26年2月21日外務省・文部科学省告示第1号))に基づき、文化遺産国際協力コンソーシアムを中心に、国内外の関係機関が連携し、有形・無形の両分野における文化遺産国際協力を推進する。

(進捗状況を測るための指標例)

○ 文化遺産保存修復等に関する国際協力の実施状況

【指標設定の考え方】

我が国の文化財に係る知識・技術・経験を活用した国際協力の状況を測るために、文化遺産保護に関する人材養成研修等のために文化遺産国際協力コンソーシアム等を活用して海外へ派遣した人数及び同研修等に海外から参加・招へいした人数を指標として設定する。

【参考データ】

- ・文化遺産保護に関する人材養成研修等のために派遣した人数：(確認中)
- ・文化遺産保護に関する人材養成研修等に海外から参加・招へいした人数：(確認中)

3. 文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進(戦略3)

多彩で優れた文化芸術活動に触れられる機会が等しく享受され、全ての人々が生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整える。高齢者や障害者、在留外国人など多様な人々が文化芸術活動の場に参画でき、文化芸術による多様な価値観の形成を図り、地域における多様な文化芸術を振興するなど、地域の包摂的環境の推進を図る。

(基本的な方向性)

- 現在まで守り伝えられてきた多様な文化財は、日本文化全体の豊かさの基盤であり、多くの人々が文化財に触れ、我が国の歴史や文化等を深く学ぶことができるよう、日本各地の文化財の確実な継承や鑑賞機会の確保等に努めることが必要である。また、多くの住民が、地域の伝統文化への参画や文化財の継承のための活動等を通じ、コミュニティとの絆を深めることができる環境の整備が重要である。

(具体的施策)

- 国及び地方公共団体は、年齢や性別、障害の有無等に関わらず、多くの国民が広く文化財に親しむことができるよう、歴史的、芸術的、学術的な魅力を分かりやすく発信するとともに、文化財の保存・活用に関する多様な活動に広く地域住民等が参画することを推進するなど、広く国民が文化財の継承などの活動を通じて地域に貢献できる環境の醸成に取り組むことが期待される。
- 国及び地方公共団体は、地域の伝統行事等がコミュニティの維持発展や人々の絆の形成に大きな役割を持つことを踏まえ、個性豊かな伝統文化など地域の文化芸術の継承・発展を推進するとともにその情報発信など多くの国民が地域の文化芸術に参画できるような環境の醸成に取り組むことが期待される。
- 国は、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成9年法律第52号)に基づき、アイヌ文化の振興を図るとともに、アイヌ文化の伝統等に関する知識の普及及び啓発を図る。また、「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針」(平成26年6月13日閣議決定・平成29年6月27日一部変更)に基づく取組を推進する。
- 国は、組踊や琉球舞踊等の国際色豊かな独自の文化を育んでいる沖縄の文化的振興のため、「沖縄振興基本方針」(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)に基づく取組を進める。

4. 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実(戦略4)

革新的な文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。

(基本的な方向性)

- 過疎化や少子高齢化等、我が国社会状況の急激な変化により、地域の衰退が懸念され、豊かな伝統や文化の継承が危機的な状況にある。文化財の散逸・消滅の危機へ対応するため、文化財の指定等の推進や、文化財の適切な周期での修理等を実施するとともに文化財保護制度について、これからの時代を切り拓くにふさわしいものとするための見直しを進めることが必要である【今後の検討状況に応じて更新】
- 文化財の保存技術の保存・継承や伝統芸能・民俗芸能等の後継者の育成、文化財を支える用具・原材料の安定的な確保を目指し、計画的な文化財の継承を進める。
- 我が国歴史・文化やふるさとについて学ぶに当たって、文化財はなくてはならないことを踏まえ、文化財と教育との連携をより緊密なものとするよう取り組む。

(具体的施策)

<総論>

- 国及び地方公共団体は、文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復、防災・防犯対策その他の保存に必要な措置を講じ、文化財の適切な状態での保存・継承を図ることが期待される。
- 国及び地方公共団体は、有形の文化財について、文化財を良好な状態に保つための日常的な維持管理、適時適切な修理の充実を図る。また、防災・防犯の対策を計画的かつ継続的に実施するための支援の充実を図るとともに、所有者の防災・防犯意識の向上を図る取組等を推進することが期待される。
- 国及び地方公共団体は、無形の文化財について、伝承者の確保・養成とともに、その保存に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るための支援を充実することが期待される。
- 国は、文化財の保存技術について、選定保存技術制度の活用等により、その保存・継承を図る。
- 国は、東日本大震災や熊本地震など各地における災害により被害を受けた国指定等文化財について早急に保存・修復等の措置を講じ、被災地の復興支援に努

める。また、大規模災害に対応した国内の関係機関との連携を図りつつ、文化財レスキュー、文化財ドクターの活用や防災ネットワークにおける防災・救出に係る全国的な体制整備を促進するとともに、防災・救出活動等の取組を推進する。

- 国及び地方公共団体は、国民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るために、文化財の特性や保存に配慮しつつ、文化財の魅力が国民に伝わるよう、文化財の公開・活用を積極的に推進することが期待される。
- 国は、文化財の持つ潜在力を一層引き出す伝統技術と先端技術との連携による高精細レプリカ等の調査や活用の在り方等を検討し、実物の文化財の鑑賞機会の重要性にも留意しつつ、文化財の保存・活用の新たな取組を推進する。
- 国及び地方公共団体は、文化発信・交流の拠点として美術館や博物館、劇場、音楽堂等、大学の活動・内容を充実する。例えば遺跡の価値を市民に興味深く提示する手法など、多様な事業が展開されるような手法の開発を推進することが期待される。
- 国及び地方公共団体は、文化財の将来への継承の担い手である子供たちが伝統的な価値に触れる機会の充実に努めるとともに、学校教育において伝統文化への理解を深める取組を推進することが期待される。
- 国は、学校と地域の美術館、博物館等との連携による新学習指導要領を踏まえた主体的・対話的な深い学びにつながる先進的な取組や、地域の関係者との協働による子供や若者等を対象とした参加型プログラムの開発を促進し、地方への展開を促進する。
- 国は、貴重な各種文化芸術資源を継承し、次代の文化芸術創造の基盤となる知的インフラを構築するため、文化財等の文化資産及びこれらの関連資料等の収集・保存及びデジタルアーカイブ化等を促進するとともに、国立美術館・博物館や国立国会図書館等の関係機関と連携しつつ分野横断的整備を検討する。
- 国は、文化審議会文化財分科会企画調査会における検討を踏まえ、これから時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について、文化財保護制度の見直しを進める。
- 国は、市町村における、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る基本的な計画の策定を推進し、国が認定した計画に基づく取組に対し支援する。地方公共団体は、教育、景観、地域振興等の分野との連携を図りながら、文化財の所有者や地域住民、民間の団体とともに、計画的に文化財の保存・活用に取り組むことが期待される。【今後の議論に応じて更新】
- 国は、個々の文化財の保存・活用の考え方を明確化し、確実な継承を図るために、所有者・管理団体等と連携して、個々の文化財の保存活用計画の策定を推

進する【今後の議論に応じて更新】

＜伝統芸能・民俗芸能等＞

- 国は、伝統芸能が有する歴史的・文化的価値の理解・普及を図るとともに、公演等への支援を行う。その際、我が国の文化芸術の向上の牽引力となる実演家団体が実施する国内外の公演活動に対する支援を重視するとともに、伝統的な音階や技法を用いた新作公演活動の展開も図られるように配慮する。
- 国は、伝統芸能や民俗芸能、伝統工芸等の持続的な継承を図るため、伝承者の養成への支援を充実するとともに、伝統芸能や民俗芸能等の表現に欠くことのできない用具・物品等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るため、後継者育成及び原材料の確保に努める。
- 国は、都市と農山漁村の共生・対流の推進の視点も踏まえつつ、各地域の歴史等に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化に関する活動の継承・発展や、生活・生業に関連して形成された文化的景観の保存と活用を図る。

＜保護対象の拡大＞

- 国は、文化財登録制度を活用し、近代をはじめとした文化財の登録を進め、文化財保護の裾野の拡大を図るとともに、今後増加が見込まれる近現代の文化遺産の保存と活用の在り方について検討を進める。
- 国は、水中遺跡の保存と活用に向けて、体制の整備と海外の状況把握を進めるとともに、関係機関及び地方公共団体と連携して国内の調査研究を推進し、地方公共団体の取組を支援する。

＜古墳壁画＞

- 国は、古墳壁画の保存・活用方策を、関係機関等とも連携して推進する。高松塚古墳壁画については、引き続き修理を行いつつ適切な保存・活用に努めるとともに、修理後の保存管理・公開の具体的な方策について検討する。また、キトラ古墳壁画については、「キトラ古墳壁画体験館 四神の館」内の保存管理施設において、適切な保存・活用を進める。

＜国立施設・独立行政法人＞

- 国は、我が国の文化財施策の一翼を担う機関として、国民の宝である文化財を収集・保存し、次世代へ適切に継承するため、独立行政法人国立文化財機構の体制と機能の充実を図る。独立行政法人国立文化財機構は、科学的・技術的な調査研究に基づく保存修復において、引き続き中心的な役割を果たすとともに、文化財の保存修復等に関する研究水準の向上及び人材の養成に努める。
- 国は、国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実を図るとともに、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。
- 国は、我が国の近現代建築に関する資料(図面や模型等)のうち、歴史的、芸術的、学術的価値が高いものについて、その劣化、散逸、海外への流出等を防ぎ、次世代に継承するとともに、建築資料の展示・普及活動を通じて国民の理解を増進するため、国立近現代建築資料館の機能の充実を図る。

＜美術館・博物館等・展覧会・美術品＞

- 国は、我が国の美術館、博物館等が国際的に遜色のない活動を展開できるよう、企画展示の魅力向上や文化財等の適切な保存管理の徹底を図る。
- 国は、地域の美術館、博物館等の館種や設置者の枠を超えた連携・協力を促進する。
- 国は、美術館、博物館等の質の高い活動を支える人材を確保するため、学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実を図る。また、美術館、博物館等の管理・運営や美術作品等の保存・修復等を担う専門職員を養成するための研修の充実を図る。
- 国は、登録美術品制度の活用を引き続き推進し、収蔵品の充実や安定した公開を図る。
- 国は、展覧会における美術品損害に対する政府補償制度の改善に向けた検討を行い、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援する。
- 国は、優れた文化財、美術作品等を積極的に保存・公開するため、所蔵品の目録(資料台帳)の整備を支援するとともに、書誌情報やデジタル画像等のアーカイブ化及び利活用を促進する。
- 国は、美術館、博物館において、外国人訪問者が展示物の本質的な価値をより深く理解できるよう、解説の多言語化対応の推進・改善や、通訳案内士と学芸員等との連携を促進する。

- 地方公共団体は、公立の美術館、博物館等において、専門的な人材の研修や配置等、文化財の保存・活用に向けた体制が充実するよう努めることが期待される。

(進捗状況を測るための指標例)

- 文化財の適切な修理の実施状況

【指標設定の考え方】

文化財の適切な周期での修理等の着実な実施状況を測るために、毎年度の国指定等文化財の修理事業件数を指標として設定する。

【参考データ】

- ・国指定等文化財の修理事業件数:878 件(平成 28 年度)
- ・国指定等文化財の修理事業件数:838 件(平成 27 年度)
- ・国指定等文化財の修理事業件数:798 件(平成 26 年度)

- 文化財の防災・防犯対策の実施状況

【指標設定の考え方】

文化財の防災・防犯対策の着実な実施状況を測るために、毎年度の国指定等文化財の防災・防犯対策事業件数を指標として設定する。

【参考データ】

- ・国指定等文化財の防災・防犯対策事業件数:171 件(平成 28 年度)
- ・国指定等文化財の防災・防犯対策事業件数:129 件(平成 27 年度)
- ・国指定等文化財の防災・防犯対策事業件数:131 件(平成 26 年度)

- 歴史文化基本構想(域内の文化財の総合的な保存・活用に係る基本的な計画の策定)や保存活用計画の策定期件数(再掲)

○ 美術館・博物館の入館者数(※)

※来館者満足度など定性的な評価ができないか更なる検討が必要

【指標設定の考え方】

幅広い人々が地域の多様で魅力ある文化財に触れるこことできる機会が整備されているかを測るため、美術館・博物館を訪れる人数を指標とする。

【参考データ】

・博物館の入館者数(うち美術館の入館者数) :

15,269 万人(5,467 万人)(平成 26 年)

15,900 万人(6,171 万人)(平成 22 年)

15,171 万人(5,728 万人)(平成 19 年)

出典:文部科学省「社会教育調査」

○ 国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率

【指標設定の考え方】

幅広い人々が地域の多様な文化財や伝統文化等に触れるこことできる機会が充実しているかを測るため、文化財の鑑賞や伝統文化に関する活動等へ参加している者の割合を指標とする。

【参考データ】

・鑑賞活動への参加率:

59.2%(平成 28 年)、62.6%(平成 21 年)、50.9%(平成 15 年)

・鑑賞以外の文化芸術活動への参加率:

28.1%(平成 28 年)、23.7%(平成 21 年)、-(平成 15 年)

出典:文化に関する世論調査

5. 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援(戦略5)

年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材育成を支援する。

(基本的な方向性)

- 文化財の修理等を支える技術・技能の伝承者や、学芸員等の文化財の適切な保存・活用の在り方について専門的な知見を持つ人材の養成を進めることが重要である。
- 文化財の修理等の担い手の裾野の拡大を図るため、子供の頃から文化財の魅力に触れることのできる機会の充実を図ることが重要である。

(具体的施策)

- 国は、伝統芸能・民俗芸能・伝統工芸等の伝承者や文化財の保存技術者・技能者、大工・左官等の職人、文化施設や文化芸術団体のアートマネジメント担当者、舞台技術者・技能者、美術館、博物館における学芸員・各種専門職員、地方公共団体の文化政策担当者等の幅広い人材について、その職や人材の確保、資質向上のための研修の実施など、文化芸術活動を担う人材の確保・育成を図る。
- 国は、文化財の保存技術の保存・継承を図るため、選定保存技術制度を活用して取り組むとともに、伝統芸能・民俗芸能・伝統工芸等の表現に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るために、後継者育成及び原材料の確保に努める。
- 国は、美術館、博物館等の質の高い活動を支える人材を確保するため、学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実を図る。また、美術館、博物館等の管理・運営や美術作品等の保存・修復等を担う専門職員を養成するための研修の充実を図る。
- 国は、海外における文化遺産国際協力を推進するため、文化遺産国際協力コンソーシアムを活用し、派遣人材の確保に努める。
- 国及び地方公共団体は、将来の文化財の担い手である子供たちが伝統的な価値に触れる機会の充実に努めるとともに、学校教育において伝統文化への理解を深める取組を推進することが期待される。
- 国及び地方公共団体は、学校等と連携しつつ、地域の美術館、博物館、劇場、音楽堂等における教育普及活動を充実させることにより、子供たちの芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解を育む取組を促進することが期待され

る。

(進捗状況を測るための指標例)

○ 美術館・博物館等の文化施設における専門的人材の配置状況

【指標設定の考え方】

文化財の適切な保存活用に関する専門的な指導・助言を行うことができるような人材が養成・配置されているかを測るために、美術館・博物館等における学芸員等の専門職員の配置数を指標とする。

【参考データ】

・博物館の学芸員数:4,783人、学芸員補数725人(平成26年)

出典:文部科学省「社会教育調査」

○ 地方公共団体における文化財を担当する専門的な職員の配置状況

【指標設定の考え方】

文化財の適切な保存活用に関する専門的な指導・助言を行うことができるような人材が育成・配置されているかを測るために、地方公共団体における専門的な職員の配置数を指標とする。

【参考データ】

※今年度新たに実施中の調査